

円山動物園リスタート委員会設置要綱

(平成18年6月27日市長決裁)

(目的)

第1条 円山動物園における中長期の基本構想の策定にあたり、動物園の役割や運営、施設整備のあり方について、幅広い市民の意見と各分野の専門的な見識を反映させるため、円山動物園リスタート委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充できることとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は公開とし、会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、委員長は委員会を非公開とし、会議録も非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、委員会において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対して、委員会1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、札幌市環境局円山動物園管理課に置く。

2 円山動物園管理課長は事務局を総括する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月27日から施行する。